

令和 7 年度 玉城町森林環境教育（森林教育イベント）業務仕様書

1 業務名

令和 7 年度 第 9 号

令和 7 年度 玉城町森林環境教育（森林教育イベント）業務

2 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日

3 業務目的

当町は、三重県のほぼ中央に位置し、伊勢市、度会町、多気町、明和町に隣接している。総面積は 40.91 ㎢でそのうち、森林面積は 1,259ha と森林率は 31%と低く、そのほとんどが民有林であり人工林面積は 1,134ha と当町の森林面積の 90%を占めている。森林率が低いがゆえ、住民の森林への関心が低いと想定される。森林の良さ、木材の良さに気づかせることで、林業・森林環境への身近さを感じてもらうことを事業の目的とする。

森林関係のイベント、森林環境教育を実施することで森を育む人づくりのきっかけに、森林をテーマにしたイベントを開催することで、森と人をつなぐ学びの場となり、より多くの方々に森林の必要性、林業の大切さを周知し、啓発を行う。

4 業務内容

（1） 林業・森林をテーマにしたイベント等の開催

森林をテーマにしたイベント等を開催すること。

実施場所： 玉城町内

実施回数： 1 回

実施日： 8 月予定

（2） イベント等の運営及び管理

イベント会場の設営及び運営、参加者及び申込者等の受付、管理、問い合わせ対応等を行うこと。またイベントに必要な備品・器材などの手配も行うこと。

（3） イベント等の周知、PR 活動及び広告物等の作成

イベントの開催に向けて、広告物等を作成し事前に周知を行うこと。町が SNS 等を通して周知する場合、掲載素材の提供をし、住民等に PR 活動を行うこと。

加えて、玉城町がみえ森と緑の県民税市町交付金事業を手掛けていることを県内に周知させることも目的の 1 つとする。

（続く）

(4) イベント等参加者へのアンケート調査の実施

当町における林業支援を推進していくためイベント等実施時、参加者等にアンケート調査を行い、当町の林業等の認識を明らかにすること。

5 打合せ・協議

本業務の遂行にあたっては、担当課（担当者）との連絡を密にするよう努め、十分な協議を行い本業務が効率的かつ効果的に進められるよう最大限努力すること。打合せ後は打合せ記録を作成し、担当者に提出すること。また、緊急を要する場合等に対応するため、速やかに連絡がとれる体制を確立すること。

6 委託料上限額

3, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

7 成果品等

受託者は、業務終了後、速やかに本業務完了報告書を提出すること。

8 再委託者（社）の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、本業務の一部について、あらかじめ当町が認めた場合はこの限りではない。

また、委託した場合は当町の求めに応じて、再委託者（社）の職歴・経歴等を提出すること。

予め再委託者（社）と協同で実施することを想定する場合は、事前に社名と代表的な職歴または経歴等を提出すること。

9 特記事項

(1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務に遂行するものとする。

(2) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は本業務の実施にあたり、個人情報を取り扱うため、玉城町個人情報保護条例（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない

(3) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、玉城町及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

(4) 本事業は「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用して実施する事業であるため、「みえ森と緑の県民税市町交付金」事業計画等に基づいて事業を実施すること。

以上